

# 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 千葉県君津市笹1266番地

氏名 千葉オイレッシュ株式会社

代表取締役 野村 拓也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。 第14条の2第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可年月日 平成29年7月6日

許可の有効年月日 令和6年4月24日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

混合, 混合・油水分離及び中和による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 混合による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥 (廃油との混合処理により燃料として再生利用可能なものに限る。),

(イ) 廃油 (混合処理により再生利用可能なものに限る。)

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 混合・油水分離による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥 (廃油との混合処理により燃料として再生利用可能なものに限る。),

(イ) 廃油 (油水分離により再生利用可能なものに限る。)

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 中和による中間処理に係るもの

(ア) 廃酸, (イ) 廃アルカリ

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載がない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1, 2及び3のとおり

## 3 許可の条件

(1) 廃棄物の処理に当たっては, 廃棄物の飛散・流出及び著しい臭気の発生が生じないように作業を行うとともに, 保管施設及び処理施設等の維持管理を徹底することにより, 敷地境界において, 臭気指数を13以下とすること。

(2) 廃棄物の処理に当たっては, 許可申請書に添付された千葉オイレッシュ(株)産業廃棄物処理安全管理規程を遵守すること。

( 続 く )

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

- 昭和56年12月12日 新規許可  
平成29年4月28日 変更届 (保管施設の変更)  
平成29年7月6日 更新許可 (優良認定)  
平成29年7月14日 変更届 (長柄町事業場における中和施設の変更及び保管施設の変更)  
平成30年3月26日 変更届 (長柄町事業場における保管施設の変更)  
令和2年1月27日 変更届 (君津市事業場における油水分離施設・混合施設(許可番号第21-1-353号)の休止)  
令和2年11月5日 変更届 (君津市事業場における油水分離施設・混合施設(許可番号第21-1-353号)の再開)  
令和2年12月7日 変更届 (代表者の変更)  
令和3年6月22日 変更届 (長柄町事業場における保管施設の変更)  
令和3年8月23日 変更許可 (混合による中間処理の追加)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



## 許可証別紙1

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日, 第13-2-1-84号)・混合施設	廃油 14.0 m <sup>3</sup> /日 (平成14年7月22日)	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部, 1249番3の一部, 1247番, 1248番の一部, 1255番1の一部, 1256番1
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日, 第13-2-1-85号)・混合施設	廃油 12.0 m <sup>3</sup> /日 (平成14年7月22日)	1	
廃油の油水分離施設・混合施設	廃油 3.6 m <sup>3</sup> /日 (昭和56年12月12日)	1	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日, 第21-1-353号)・混合施設	廃油 30 m <sup>3</sup> /日 (平成21年8月10日)	1	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日, 第21-1-354号)・混合施設	廃油 20 m <sup>3</sup> /日 (平成21年8月10日)	1	
中和施設	廃酸・廃アルカリ 10.0 m <sup>3</sup> /日 (平成15年12月16日)	1	
付帯施設	凝集反応槽	3.6 m <sup>3</sup> /日	
	凝集沈殿槽	12.0 m <sup>3</sup> /日	2
	脱色反応槽	4.0 m <sup>3</sup> /日	1
廃油受入貯槽		15 m <sup>3</sup>	1
		30 m <sup>3</sup>	3
		20 m <sup>3</sup>	1
		15 m <sup>3</sup>	1
		10 m <sup>3</sup>	1

(以下余白)

## 許可証別紙2

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
汚泥及び廃油受入施設	94 m <sup>2</sup> 19 m <sup>3</sup>	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部, 1249番3の一部, 1247番, 1248番の一部 1255番1の一部, 1256番1
	83 m <sup>2</sup> 19 m <sup>3</sup>	1	
	149 m <sup>2</sup> 76 m <sup>3</sup>	1	
	9.0 m <sup>2</sup> 8.8 m <sup>3</sup>	1	
	63 m <sup>2</sup> 58 m <sup>3</sup>	1	
	52 m <sup>2</sup> 50 m <sup>3</sup>	1	
	52 m <sup>2</sup> 50 m <sup>3</sup>	1	
	37 m <sup>2</sup> 34 m <sup>3</sup>	1	
	50 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1	
	廃酸保管施設	3.7 m <sup>2</sup> 1.8 m <sup>3</sup>	
廃アルカリ保管施設	3.7 m <sup>2</sup> 1.8 m <sup>3</sup>	1	
廃酸受入貯槽	10 m <sup>3</sup>	1	
廃アルカリ受入貯槽	10 m <sup>3</sup>	1	
混合油及び再生油受入貯槽	15 m <sup>3</sup>	1	
処理後残さ物保管施設	10 m <sup>3</sup>	1	
処理後物(混合燃料) 保管施設	7.6 m <sup>2</sup> 7.0 m <sup>3</sup>	1	
中和処理後残さ物保管施設	4.5 m <sup>2</sup> 4.0 m <sup>3</sup>	1	
混合燃料受入貯槽	31 m <sup>2</sup> 19 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
混合施設	廃油, 汚泥 30.0 m <sup>3</sup> /日 (15.0 m <sup>3</sup> ×1回×2基: 8時間稼働) (令和3年5月26日)	1	千葉県長生郡 長柄町長柄山 字美佐子台 1162番44, 1162番153
油水分離施設 (施行令第7条第4号) (譲受許可: 平成26年6月25日, 第26-3-414号)	廃油 30.0 m <sup>3</sup> /日 (15.0 m <sup>3</sup> ×1回×2基: 11時間稼働) (平成23年7月8日)	1	
混合施設	廃油, 汚泥 30.0 m <sup>3</sup> /日 (15.0 m <sup>3</sup> ×1回×2基: 11時間稼働) (平成23年7月8日)		
廃油受入貯槽	15 m <sup>3</sup>	1	
廃油受入貯槽	30 m <sup>3</sup>	1	
汚泥及び廃油の保管施設	61 m <sup>2</sup> 88 m <sup>3</sup>	1	
	128 m <sup>2</sup> 204 m <sup>3</sup>	1	
	16.7 m <sup>2</sup> 8 m <sup>3</sup>	1	
中和施設	廃酸, 廃アルカリ 15 m <sup>3</sup> /日 (3 m <sup>3</sup> ×5回: 8時間稼働) (平成29年6月13日)	1	
廃酸保管施設	9.2 m <sup>2</sup> 9.2 m <sup>3</sup>	1	
廃アルカリ保管施設	9.2 m <sup>2</sup> 9.2 m <sup>3</sup>	1	
処理後残さ物保管施設	31 m <sup>2</sup> 29 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)